地方税に関する事務における特定個人情報保護評価の再評価についてパブリックコメントを実施します。

１　意見募集の趣旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」では、特定個人情報ファイルを新規に保有する時以外に重要な変更を行う場合は、特定個人情報保護評価を実施することになっております。税務システム標準化に伴うガバメントクラウドへのデータ移行は、特定個人情報の保管場所変更となり、重要な変更に該当するため、再評価を実施いたします。

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（再評価案）は、特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の収集、提供、管理方法がプライバシーに配慮した設計となっているか、また、特定個人情報の取り扱いにおけるリスクを分析し、その軽減措置が図られているかをまとめたものになります。

つきましては、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（再評価案）に対する皆様からのご意見をお伺いいたします。

２　特定個人情報保護評価書の修正の概要

現在、地方自治体では、令和７年度中の各種業務システム標準化に向け準備を進めています。当区の税務システムは令和８年１月に、ガバメントクラウド上に構築する標準準拠システムへ切り替える予定となっております。

クラウド環境への移行に伴い、クラウドサービス事業者に求めるセキュリティ対策等を記載するとともに、標準準拠システムの内容に合わせて修正しています。

３　特定個人情報保護評価書（再評価案）についてのお問合せ先（意見の提出先）

足立区区民部課税課

住所：郵便番号120-8510　足立区中央本町1-17-1（区役所本庁舎中央館１階）

電話：03(3880)5078　ＦＡＸ：03(5681)7665

電子メール：kazei@city.adachi.tokyo.jp

※このメールアドレスはお問合せ専用です。ご意見は足立区ホームページの意見受付フォームからお願いします。